

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

4 選挙運動の自由化を要求する運動

戸別訪問や文書違反などの、公職選挙法上の形式犯に関する裁判闘争を通じて、これらの選挙運動に関する取締法規を改正して、その自由化を求める運動が強化されてきた。それらは、当初は憲法二一条の言論、表現の自由などを根拠とするものであったが、次第に、これらの基本権をひろく政治活動の自由、国民の政治参加の自由としてとらえ、選挙における政治的自由として主張するようになってきた。一九七九年九月二〇日、自由法曹団と国民救援会はつぎのような訴えを発表した。

【公職選挙法の改正を訴える——戸別訪問の自由化、文書制限の撤廃を】

わが国の公職選挙法は、選挙にあたり、政治を語りあうため、あるいは演説会などの周知のために戸別訪問をすることおよび限られた枚数、種類の法定はがき、ビラ以外の選挙運動用文書を配布することを、罰則で禁止しています。この戸別訪問の禁止と文書規制は警察当局による選挙取締りの主要な眼目の一つとされ、選挙運動への監視と介入の口実となり、現に選挙のたびごとに、多くの人びとがこの違反を理由に逮捕され裁判にかけられています。このような戸別訪問の禁止と文書規制が、憲法の保障する言論・表現の自由に対する重大な制約であることは明らかです。また選挙において自由闊達(かつたつ)な言論が展開され、そのなかで国民一人ひとりが主体的に政治に参加することによって、議会制民主主義を守り育てていくという国民主権にそむくものです。

すでに選挙制度審議会は、昭和四三年一一月の答申の中で、戸別訪問の自由化・文書制限の撤廃という方針を打ち出し、マスコミの論調などを通じて、この要求は広範な国民のものとなりつつあります。最高裁判所が古い「公共の福祉論」に固執して、「違憲ではない」との見解を維持し続けているにもかかわらず、最近の下級審では被告人の戸別訪問が「政策宣伝を中心とする礼節をわきまえたものであり、その政治参加への意義は一面において充分認められる」とか、文書制限は「有権者の自主的な選挙運動の途を閉ざすにひとしいとの主張は傾聴に値する」などという見解がつついています。そして昭和五三年三月松山地裁西条支部で、五四年一月松江地裁出雲支部で、同年九月福岡地裁柳川支部において現行公選法の戸別訪問禁止規定が、議会制民主主義をとる憲法に違反することを明らかにして無罪判決が出されました。

とくにこの中で、禁止制限の理由として従来、「戸別訪問を自由化すると買収供給が行われ易くなる」とか、「被訪問先の私生活の平穏が害される」、また文書を自由化すると「過当競争が生じ、経済力による差が生ずる弊害も生れる」などのことについて、これらは全く合理的な根拠がなく、むしろ戸別訪問や文書活動の自由化による国民の政治意

識の高まりのなかでこそ、買収や供給などの入りこむ余地がなくなるといっていることは、公職選挙法の不法な制限を撤廃させ、民主主義を発展させる大きな流れを看取させるものです。

欧米諸国では戸別訪問は、古くから選挙運動の主要な形態とされ、全く自由に行われているのが実情です。文書図画も原則として自由です。

私たちは以上のような立場から、公職選挙法の戸別訪問禁止・文書頒布規制条項の撤廃を要求し、そのための運動をひろくよびかけるものです。

憲法が保障する表現の自由と、議会制民主主義の発展をねがっている国民のみなさんのご協力を心から訴えます。

一九七九年九月二〇日

自由法曹団  
日本国民救援会

同時に自由法曹団と国民救援会は一九七九年一〇月の総選挙に立候補した八九〇名の候補者全員にたいし、戸別訪問の自由化の是非についてアンケート調査をおこない、その結果を一〇月四日に発表した。それによると三〇二名の回答者のうち、二七〇名が賛成の回答をよせ、反対は二一名であった。賛成者は八九パーセントにおよび、すべての党派にわたっていた。

一九八〇年二月一二日には弁護士上田誠吉ら六名のよびかけにより、東京で「戸別訪問の自由化は是か非か」というテーマでシンポジウムがおこなわれた。学者、弁護士、ジャーナリストなど約一〇〇人が参集して、戸別訪問禁止の沿革と論点、戸別訪問規制の実態と判例の動向、自由化論の系譜と世論について報告をうけたのちに、活発な討論をおこなった。

裁判例のうえでも、戸別訪問禁止、文書規制などを憲法違反として、無罪の判決をおこなう例が増加した。一九七九年九月七日、福岡地裁柳川支部が戸別訪問禁止につき、一九八〇年三月二五日、盛岡地裁遠野支部が戸別訪問禁止につき(文書規制については合憲)、同年四月二八日には広島高裁松江支部が戸別訪問禁止につき、同年五月三〇日には岐阜地裁が文書規制につき、それぞれ違憲判決をおこなった。検察官はこれらの判決のすべてについて上訴した。最高裁がいぜんとして、戸別訪問禁止、文書規制について合憲の判断をくだしつつづけているなかで、下級審のなかに新しい流れが生じてきたことが注目される。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---